

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方

意見（原文）	カジノ管理委員会及び観光庁の考え方
そろそろパチンコについても賭博であるとして、同等の監査および会計に関する命令の対象範囲に加えてください。	御指摘の点については、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）が定めるカジノ行為に該当しないことから、同法の委任を受けて制定される特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和4年カジノ管理委員会・国土交通省令第1号）の対象範囲に加えることはできません。